

議案第4号

東広島市教育委員会文書事務取扱規程及び東広島市教育委員会教育
長専決事項に関する規程の一部改正について

東広島市教育委員会文書事務取扱規程及び東広島市教育委員会教育長専決事項に
関する規程の一部を改正する訓令を定めることについて、次のとおり提案する。

令和5年3月23日提出

東広島市教育委員会
教育長 市 場 一 也

1 提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、
東広島市個人情報保護条例（平成13年東広島市条例第6号）が廃止され、東広
島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年東広島市条例第5号）が制
定されたことに伴う所要の規定の整理を行うため、この議案を提出するものであ
る。

2 改正案

別紙のとおり

3 施行期日

令和5年4月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第25条

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができ

ない。

- (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関する
と。

東広島市教育委員会訓令第 号

東広島市教育委員会文書事務取扱規程及び東広島市教育委員会教育長専決事項に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 月 日

東広島市教育委員会

教育長 市 場 一 也

東広島市教育委員会文書事務取扱規程及び東広島市教育委員会教育長専決事項に関する規程の一部を改正する訓令

(東広島市教育委員会文書事務取扱規程の一部改正)

第 1 条 東広島市教育委員会文書事務取扱規程（平成 20 年東広島市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「、東広島市個人情報保護条例（平成 13 年東広島市条例第 6 号）」を削る。

(東広島市教育委員会教育長専決事項に関する規程の一部改正)

第 2 条 東広島市教育委員会教育長専決事項に関する規程（平成 20 年東広島市教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 6 号中「東広島市個人情報保護条例（平成 13 年東広島市条例第 6 号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」に改める。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

東広島市教育委員会文書事務取扱規程（平成２０年東広島市教育委員会訓令第１号）新旧対照表

新	旧
（職員以外の者の文書の閲覧） 第９条 文書は、法令及び東広島市情報公開条例（平成１５年東広島市条例第３１号）<u>、</u> <u>その他の特別の定めに基づく場合を除き、職員以外の者に謄写若しくは閲覧させ、又はその写しを与えてはならない。ただし、教育長の許可を得たときは、この限りでない。</u>	（職員以外の者の文書の閲覧） 第９条 文書は、法令及び東広島市情報公開条例（平成１５年東広島市条例第３１号）<u>、東広島市個人情報保護条例（平成１３年東広島市条例第６号）</u> <u>その他の特別の定めに基づく場合を除き、職員以外の者に謄写若しくは閲覧させ、又はその写しを与えてはならない。ただし、教育長の許可を得たときは、この限りでない。</u>

東広島市教育委員会教育長専決事項に関する規程（平成２０年東広島市教育委員会訓令第２号）新旧対照表

新	旧
（教育長に専決させる事務） 第２条 教育委員会は、東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成２０年東広島市教育委員会規則第２号）第１条に規定する東広島市教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事項に関する事務を教育長に専決させるものとする。 (1)～(5) （略） (6) <u>個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）</u>及び東広島市情報公開条例（平成１５年東広島市条例第３１号）の規定により教育委員会の権限に属せられた事項（審査請求に係る裁決を除く。）に関すること。 (7) （略） ２ （略）	（教育長に専決させる事務） 第２条 教育委員会は、東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成２０年東広島市教育委員会規則第２号）第１条に規定する東広島市教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事項に関する事務を教育長に専決させるものとする。 (1)～(5) （略） (6) <u>東広島市個人情報保護条例（平成１３年東広島市条例第６号）</u>及び東広島市情報公開条例（平成１５年東広島市条例第３１号）の規定により教育委員会の権限に属せられた事項（審査請求に係る裁決を除く。）に関すること。 (7) （略） ２ （略）